

令和8年度 土浦市一般廃棄物 処理計画 (実施計画)

土浦市市民生活部環境衛生課
令和8年4月1日

目次

第1 総則

1 本計画で対象とする一般廃棄物	3
（1）家庭系ごみ	3
（2）事業系ごみ	3
（3）し尿・浄化槽汚泥	3
（4）その他	3
2 計画区域.....	3
3 計画期間.....	3

第2 ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	4
2 一般廃棄物の排出抑制のための方策（循環型社会実現のための取り組み体系）	7

第3 廃棄物の収集・運搬方法

1 家庭系ごみ	10
2 事業系ごみ	11
3 し尿・浄化槽汚泥	11
4 その他	11
5 収集運搬業の許可方針.....	12
6 台風等による悪天候時におけるごみ収集の中止基準	12

第4 廃棄物の処理方法

1 家庭系ごみ	13
2 事業系ごみ	14
3 し尿・浄化槽汚泥	14
4 その他	14

第5 適正処理困難物の指定及び収集等制限物

1 適正処理困難物の指定.....	15
2 収集等制限物	16
3 搬入数量制限物.....	16

第6 処理施設に関する事項

1	焼却施設.....	17
2	破砕・資源化施設.....	17
3	最終処分施設.....	17
4	汚泥再生処理センター.....	17

第7 処理体制図

1	ごみ・資源物.....	18
2	し尿.....	19

第 1 総則

1 本計画で対象とする一般廃棄物

本計画において対象とする一般廃棄物を、以下のように区分する。

(1) 家庭系ごみ

ア 燃やせるごみ

主に可燃性の材質からなり、本計画で定める収集方法に適合するもの

イ 燃やせないごみ

主に不燃性の材質からなり、本計画に定める収集方法に適合するもの

ウ 粗大ごみ（「土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則」（平成 6 年 1 2 月 2 7 日規則第 3 5 号）別表に掲げるもの）

エ 資源になるもの

缶、ビン、古布、乾電池、小型充電式電池、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック、蛍光管、生ごみ、廃食用油、使用済小型家電

オ 集団資源回収物

(2) 事業系ごみ

ア 燃やせるごみ

産業廃棄物に該当しない廃棄物で、主に可燃性の材質からなるもの

イ 燃やせないごみ

産業廃棄物に該当しない廃棄物で、主に不燃性の材質からなるもの

ウ 資源になるもの

産業廃棄物に該当しない廃棄物で、排出者である事業所が資源化に関する計画を定め、廃棄物に関する法令等の基準を満たした資源化施設において処理するもの

エ 粗大ごみ

(3) し尿・浄化槽汚泥

ア し尿

イ 浄化槽汚泥

(4) その他

動物の死体（産業廃棄物に当たらないものに限る。）

2 計画区域

土浦市全域

3 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第2 ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

区分	年度	令和8年度予想値	
	単位		
行政区域内人口	人	141,492	
ごみ排出量	t/年	43,036	
	家庭系ごみ	t/年	30,334
	収集	t/年	27,152
	燃やせるごみ	t/年	19,246
	燃やせないごみ	t/年	1,022
	粗大ごみ	t/年	225
	資源になるもの	t/年	6,659
	缶	t/年	221
	ビン	t/年	617
	古布	t/年	202
	乾電池・小型充電式電池	t/年	35
	紙類	t/年	964
	新聞	t/年	177
	ざつ紙	t/年	334
	ダンボール	t/年	453
	ペットボトル	t/年	353
	廃蛍光管	t/年	5
	容器包装プラスチック	t/年	936
	生ごみ	t/年	3,303
	廃食用油	t/年	17
	使用済小型家電	t/年	6
	持込みごみ	t/年	2,735
	燃やせるごみ	t/年	2,259
	燃やせないごみ	t/年	189
	粗大ごみ	t/年	287
	資源になるもの	t/年	0
	集団資源回収物	t/年	447
	事業系ごみ	t/年	12,702
	事業系ごみ	t/年	12,122
	燃やせるごみ	t/年	11,696
	燃やせないごみ	t/年	398
	粗大ごみ	t/年	28
	資源になるもの	t/年	0
持込みごみ	t/年	1,119	
燃やせるごみ	t/年	1,107	
燃やせないごみ	t/年	3	
粗大ごみ	t/年	9	
その他	t/年	580	
燃やせるごみ	t/年	561	
燃やせないごみ	t/年	13	
粗大ごみ	t/年	6	
不法投棄ごみ	t/年	1	

区 分	年度 単位	令和8年度予想値		
資源化	資源化	t/年	8,177	
	直接資源化等	t/年	1,166	
	中間処理後再生利用	t/年	6,564	
	集団資源回収物	t/年	447	
	資源化率	%	19.0%	
最終処分	最終処分量	t/年	5,710	
	直接埋立	t/年	0	
	焼却残渣	t/年	1,199	
	不燃残渣	t/年	971	
	民間処分	t/年	3,540	
	その他	t/年	0	
ごみ処理	清掃センター			
	焼却処理量	t/年	34,632	
	処理量	t/年	33,762	
	収集ごみ	t/年	19,246	
	事業系ごみ	t/年	11,696	
	持込み・可燃性	t/年	2,820	
	選別残渣 ※燃やせないごみの処理過程で発生した焼却物	t/年	870	
	処理内訳	焼却残渣	t/年	4,739
		資源化物	t/年	275
		焼鉄	t/年	187
		新聞	t/年	7
		雑誌	t/年	38
		ダンボール	t/年	43
	燃やせないごみ処理量	t/年	2,400	
	処理量		2,400	
	収集ごみ	t/年	1,247	
	収集・缶	t/年	221	
	事業系ごみ	t/年	445	
	持込み・不燃性	t/年	476	
	使用済小型家電	t/年	6	
	廃蛍光管	t/年	5	
	処理内訳	可燃残渣	t/年	870
		不燃残渣	t/年	971
		資源化物	t/年	820
		不燃・鉄_アルミ	t/年	591
		収集・缶_鉄	t/年	86
		収集・缶_アルミ	t/年	136
廃蛍光管		t/年	2	
使用済小型家電		t/年	5	

区 分		年度 単位	令和8年度予想値
ごみ処理	最終処分場		
		資源化	t/年 854
		収集・ビン	t/年 617
		収集・古布	t/年 202
		収集・乾電池	t/年 35
	民間処理施設		t/年 4,609
		収集・ペットボトル	t/年 353
		収集・プラスチック	t/年 936
		収集・生ごみ	t/年 3,303
		収集・廃食用油	t/年 17
	処理内訳	可燃残渣	t/年 3,540
		不燃残渣	t/年 0
		資源化	t/年 4,609
		収集・ペットボトル	t/年 353
		収集・プラスチック	t/年 936
収集・生ごみ		t/年 3,303	
	収集・廃食用油	t/年 17	

小動物死体	件/年	284
-------	-----	-----

し尿・浄化槽汚泥	t/年	7,773
し尿	t/年	1,365
浄化槽汚泥(農業集落排水汚泥を含む)	t/年	6,408

域外処理(他市町村からの受入れ)	t/年	5,886
民間処理施設	t/年	5,886
生ごみ	t/年	5,852
木くず	t/年	34

2 一般廃棄物の排出抑制のための方策（循環型社会実現のための取り組み体系）

（1）ごみの発生抑制、資源化に向けた仕組みづくりの推進（市の行動）

ア ごみ減量、リサイクルに関する意識啓発を図る。

（ア）学校における環境学習の実践により効果的な行動を促す。また、ごみ問題を題材とした補助教材の作成・配布を行う。

（イ）ごみ問題に関する各種の学習機会を設ける。

（ウ）いきいき出前講座の開催や多様な手法を用いた情報提供等により啓発活動を推進する。

（エ）多言語に対応した配布物、啓発動画を活用し、外国人市民にごみの適正排出を促す。

（オ）各種イベントやごみの減量・リサイクルキャンペーンの開催により意識啓発を図る。

（カ）地域活動の核となる市民の育成を図り、地域における活動の活性化により、ごみの排出ルールの徹底を促進する。

（キ）事業者の発生抑制・資源化を促進する。

イ 事業者に対する減量化の助言・指導を行う。

（ア）清掃センターへの事業系一般廃棄物の搬入については、中身が見える袋等に入れて搬入することを徹底する。

（イ）展開検査を行い、収集業者、排出者である事業者に対して、適正排出の徹底について指導する。

ウ 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用を促進する。

エ グリーン購入、資源物分別回収等を推進する。

オ バイオマスタウンを推進する。

（ア）生ごみの分別収集を促進する。

（イ）生ごみのメタン発酵処理によるバイオガス化及び堆肥化、発電を推進する。

（ウ）事業系生ごみの排出抑制、堆肥化・生ごみのリサイクルを促進する。

カ 紙類の資源化の徹底を図る。

キ 廃食用油の資源化を図る。

ク 食品ロス削減の促進を図る。

ケ 子ども会廃品回収を継続する。

コ 共同住宅等の管理者、経営者、居住者に対し、ごみの分別や排出ルールについて指導する。

（2）市民の日常生活におけるごみ減量化の推進（市民の行動）

ア 資源分別収集を推進する。

（ア）町内分別収集に積極的に協力し、資源化を推進する。

（イ）子ども会廃品回収に参加し、資源化の推進、循環型社会への参加意識の浸透を図る。

イ 食品廃棄物の減量化を図る。

（ア）食品ロス削減に努める。

（イ）生ごみ分別収集によるリサイクルに取り組む。

(ウ) 生ごみは水切り等に努め、生ごみの軽量化と汚水によるごみ集積場の環境悪化を防ぐ。

ウ 日常生活におけるごみの減量化を図る。

(ア) マイバックを使用し、過剰包装を断ることにより、包装材の排出抑制を図る。

(イ) 使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努める。

エ 地域コミュニティを通じて、ごみの発生抑制と再生資源の利用に努める。

(3) 事業活動に伴うごみ減量化の推進（事業者の行動）

ア 発生抑制、資源化を推進するため、社会的リサイクルシステム等を活用する。

イ 食品ロスの削減と食品廃棄物のリサイクルに積極的に取り組む。

ウ 古紙回収業者等を活用して紙類の発生抑制、資源化を推進する。

エ 容器包装廃棄物の発生抑制及び資源化に取り組む。

(ア) 包装廃棄物の発生抑制を図る。

(イ) 流通包装廃棄物の発生抑制を図る。

(ウ) 再利用商品の使用促進、不要商品の自主回収及び資源化に努める。

(エ) 容器包装廃棄物の発生抑制及び資源化に努める。

(オ) エコショップ制度に積極的に参加し、活動のPRと市民への啓発に取り組む。

オ 資源物とごみの分別を徹底する。

カ 長期使用が可能な製品等を開発し、廃棄物の発生抑制に努める。

キ 事業者間の不用資材や再生資源物の相互利用を図るためのネットワークを構築する。

ク 店舗や事業所の空きスペースを店頭回収の活動拠点として活用を図る。

(4) 分別の徹底と効率的なごみの収集、運搬の推進

ア 市民に対し、ごみ出しや分別ルールの周知徹底を図る。

イ ごみの分別区分・収集頻度等について検証を続ける。

(5) 家庭系ごみの適切な収集、運搬の推進

ア 容器包装プラスチックとプラスチック製品の一括回収について調査・研究する。

イ 必要に応じて品目ごとの収集形態の見直しをする。

ウ ごみの減量化、リサイクルの推進に合わせ、必要に応じて収集頻度の見直しをする

エ 生活支援者・ごみ出し困難世帯を対象とした収集体制を調査・研究し、市民サービスの向上に努める。

オ 収集・運搬車両における低公害車の利用促進を図る。

カ ごみ集積場の維持・管理の実施を促進する。

(6) 事業系ごみの適切な収集、運搬の推進

ア 排出者責任の徹底を図る。

イ ごみと資源物の分別を徹底し、許可業者による収集または自ら直接搬入するよう指導する。

(7) ごみの適正処理の推進

ア ごみの資源化や熱回収など資源循環型の処理体制を推進する。

イ ごみ収集・運搬体制の合理化・効率化を推進する。

ウ 市で収集しない適正処理困難物について、排出者自らが専門処理業者等に依頼し適正に処理するよう指導する。

エ 医療廃棄物の適正処理・回収ルートの活用を市民へ啓発する。

(8) ごみ処理施設の安定した運用の推進

ア 施設の延命化、温室効果ガスの発生抑制を推進し、安全で安定したごみ処理を継続する。

イ 焼却処理に伴う余熱の利活用により、地球にやさしいエネルギー利用を推進する。

(9) 災害時等の緊急的な廃棄物の処理・処分の仕組みづくりの推進

ア 災害時における廃棄物の適切な処理体制を確保する。

イ 不測の事態における円滑な廃棄物処理体制を構築する。

ウ 倒壊家屋等の処理について、必要に応じて指導する。

エ 自然災害発生時において単独処理が困難な場合、県・市町村・民間事業者・関係機関と協力し、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努める。

(10) 資源化の推進

残さ類の有効活用や資源物分別収集量の増加を図る。

(11) 最終処分対策

ア ごみの発生抑制や資源化等、分別徹底やごみの減量化・減容化により、埋立処分量の削減を図る。

イ 焼却残渣の一部資源化等による最終処分場の延命化を図る。

(12) ごみのない美しいまちづくりに向けた連携の推進

ア 廃棄物減量等推進審議会や、さわやか環境推進員を活用し、ごみの減量化・資源化の推進を図る。

イ 市民・事業者・市民団体等と連携し、地域美化、清掃活動を推進する。

ウ 環境問題に関し、市民・事業者と対話交流の機会を作り、情報の共有化や相互理解を目指す。

エ 不法投棄監視員、さわやか環境推進員、市職員によるパトロールや県との連携による定期的な監視体制の強化を図る。

第3 廃棄物の収集・運搬方法

1 家庭系ごみ

種類		排出及び収集					
		排出方法	時間	回数	収集方式	収集者	
通常ごみ	燃やせるごみ	市指定袋 使用済み紙おむつ (透明または半透明の袋 で排出可) 木の枝 (ひもで束ねて排出可) 長さ50cm 直径10cm以下	8時30分	週2回	ステーション方式	市(委託)	
	燃やせないごみ	市指定袋	8時30分	週1回	ステーション方式	市(委託)	
	粗大ごみ	処理券を購入のうえ貼付 し、住居の外に出しておく こと。	8時30分	週1回	戸別収集(予約制)	市(委託)	
資源 になるもの	缶	専用かご	9時00分	月2回	ステーション方式	市(委託)	
	スプレー缶等 ^{※1} ※ 中身を使い 切ったことを確 認できないもの	専用かご	—	月2回	拠点回収方式	市(委託)	
	ビン	専用コンテナ	9時00分	月2回	ステーション方式	市(委託)	
	古布	袋(指定なし)	9時00分	月2回	ステーション方式	市(委託)	
	乾電池・小型充電式電池	専用コンテナ	9時00分	月2回	ステーション方式 拠点回収方式(小型充 電式電池のみ)	市(委託)	
	紙類	新聞	ひもで束ねる。	9時00分	月2回	ステーション方式	市(委託)
		ざつ紙					
		ダンボール					
	ペットボトル ^{※2}	袋(透明または半透明) ネットバック	9時00分	月2回	ステーション方式	市(委託)	
	廃蛍光管	専用コンテナ	—	月2回	拠点回収方式	市(委託)	
	容器包装プラスチック	袋(透明または半透明)	8時30分	週1回	ステーション方式	市(委託)	
	生ごみ	市指定袋	8時30分	週2回	ステーション方式	市(委託)	
	廃食用油	専用ボックス	—	随時	拠点回収方式	市(委託)	
使用済小型家電	専用ボックス	—	月2回	拠点回収方式	市(委託) 市(直営)		
直接搬入ごみ	家庭からでるごみのうち一時的に大量に出るも ので、本計画に定める指定処理施設に直接搬入 するもの	9時00分～ 16時00分	月～土	自己搬入または、 許可業者	排出者が 自ら行う、 もしくは 許可業者		

※1 令和8年7月1日から開始

※2 令和8年4月1日から拠点方式の廃止

2 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において処理することを原則とするが、自ら処理することが出来ない場合は、以下により指定処理施設又は資源再生処理業者の資源化処理施設に搬入する。

種 類	収 集 ・ 搬 入				
	搬入できるもの	搬入先	回数	収集運搬方式	搬入者
燃やせるごみ	事業系一般廃棄物 ※ ペットボトル、容器包装プラスチック、カン、ビンは、従業員の飲食用に限り搬入することができる。	本計画に定める指定処理施設	随時	排出者自身による収集運搬又は許可業者に委託	排出者又は許可業者
燃やせないごみ					
資源になるもの	専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物	資源再生処理業者の資源化処理施設	随時	排出者自身による収集運搬又は許可業者に委託	排出者又は許可業者

なお、上記の規定にかかわらず、排出者において資源化に関する計画を定め、市長が特別に認めた場合は、廃棄物に関する法令等の基準を満たした資源化処理施設に運搬することができる。

3 し尿・浄化槽汚泥

種 類	収 集 ・ 運 搬		
	回 数	収集方式	収集者
し尿	定期収集月 1 回のほか必要な場合は随時	市が委託する委託業者による戸別収集	市(委託)
浄化槽汚泥	年 1 回以上	排出者が許可業者に委託	許可業者

浄化槽汚泥については、例年排出される量に大きな増減はなく、現在の許可業者の処理能力で十分に対応可能なこと、及び「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、既存の許可業者による収集・運搬とする。

4 その他

種 類	回 数	収集者・収集方法
動物の死体	随 時	①市が管理する道路や公共施設にあったものについては市が収集する ②上記以外の場所にあったものについては、当該場所の占有者若しくは管理者が収集する

5 収集運搬業の許可方針

本市におけるごみ処理量は、近年減少傾向にあるが、今後、処理施設の延命化計画を進める上からもごみの減量化が必要となる。事業系一般廃棄物の収集運搬については、事業系ごみの排出予定量からみて、現時点での収集運搬体制で十分対応できるため、既存の許可業者による収集・運搬とする。また、このことにより、事業系一般廃棄物収集運搬業に係る新規の許可申請の受付は実施しないものとする。

6 台風等による悪天候時における資源物収集の中止基準

台風等による悪天候時の資源物収集について、市民の資源物の排出や収集作業の安全を確保するため、資源物収集の中止基準を設けた。

(1) 中止する主な資源物の種類

カゴ等で収集を実施している資源物（缶、ビン、古布、電池類、ペットボトル）

(2) 中止の基準

気象庁において、最大風速が 30m/s 以上の暴風警報が発表されたとき

(3) 中止の決定

資源物収集日の前日の午前 9 時 0 0 分に発表

(4) 中止の周知方法

市ホームページ、市 SNS（フェイスブック、X〔旧ツイッター〕、LINE）等

(5) 運用開始日

令和 8 年 4 月 1 日

第4 廃棄物の処理方法

1 家庭系ごみ

種 類		中間処理		最終処分		
		指定処理施設	処理方法	処理施設	処理方法	
通常ごみ	燃やせるごみ	土浦市清掃センター	焼却 (排熱の一部を利用、 残渣の一部を資源化)	土浦市 一般廃棄物最 終処分場	埋立	
	再生処理業者			資源化		
	燃やせないごみ	土浦市清掃センター	破砕、選別 (破砕後鉄類は資源 化、可燃残渣は焼却)	土浦市 一般廃棄物最 終処分場	埋立	
	粗大ごみ	土浦市清掃センター	破砕、選別 (破砕後鉄類は資源 化、可燃残渣は焼却)	土浦市 一般廃棄物最 終処分場	埋立	
資源になるもの	缶	土浦市清掃センター	スチール缶、アル ミ缶を選別	再生処理業者	資源化	
	ビン	最終処分場内 一時保管施設	選別、一時保管	再生処理業者	資源化	
	古布	最終処分場内 一時保管施設	一時保管	再生処理業者	資源化	
	乾電池・小型充電 式電池	最終処分場内 一時保管施設	一時保管	再生処理業者	資源化	
	紙 類	新聞	---	---	古紙回収業者	資源化
		ざつ紙	---	---	古紙回収業者	資源化
		ダンボール	---	---	古紙回収業者	資源化
	ペットボトル	民間施設	選別、圧縮保管	再生処理業者	資源化	
	容器包装 プラスチック	民間施設	選別、圧縮保管	再生処理業者	資源化	
	廃蛍光管	土浦市清掃 センター内 一時保管施設	一時保管、破砕	再生処理業者	資源化	
	生ごみ	---	---	再生処理業者	資源化(バイオガ ス化及び堆肥化)	
廃食用油	---	---	再生処理業者	資源化		
使用済小型家電	---	---	再生処理業者	資源化(小型家電 リサイクル法に基 づく処理)		
直接搬入ごみ	土浦市清掃 センター	通常ごみに同じ	土浦市 一般廃棄物最 終処分場	通常ごみに同じ		

2 事業系ごみ

種 類	中間処理		最終処分	
	指定処理施設	処理方法	処理施設	処理方法
燃やせるごみ	土浦市清掃センター	家庭系ごみの通常ごみに同じ	土浦市一般廃棄物最終処分場 又は再生処理業者	家庭系ごみの通常ごみに同じ
燃やせないごみ	土浦市清掃センター			
資源になるもの	資源再生処理業者の資源化処理施設	排出者が定めた資源化に関する計画に従って中間処理		排出者が定めた資源化に関する計画に従って資源化

3 し尿・浄化槽汚泥

種 類	指定処理施設	処理方法
し尿 浄化槽汚泥	土浦市汚泥再生処理センター	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式により処理後、公共下水道に放流

4 その他

種 類	指定処理施設
動物の死体	土浦市清掃センター

第5 適正処理困難物の指定及び収集等制限物

1 適正処理困難物の指定

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年9月29日、条例第24号）第18条第1項の規定に基づき、次に掲げる品目を適正処理困難物として指定する。
 なお、適正処理困難物は、収集及び直接搬入ごみの受入を行わない。

項目	品目	処理方法
処理困難物	金庫	販売店等による下取り又は引取りを依頼するか、専門の処理業者に依頼する。
	ピアノ	
	タイヤ	
	バッテリー全般（電動アシスト自転車や児童遊具等を含む）	
	車用ホイール	
	車用バンパー等外装類	
	車用座席シート、ハンドル等内装類（カーナビ、カーステレオ等後付け装備品を除く）	
	カート類（ゴーカート、電動カート）	
	ボウリングの玉などの特殊な樹脂製品	
	鉄アレイ	
	農業用機械	
	ソーラーシステム・ソーラーパネル	
	ポンプ類	
	フロン使用製品（除湿器や冷風機・ウォーターサーバー等）	
	オイルヒーター	
	ヒートポンプ給湯器	
	ボイラー類	
	直径20cm、長さ1.5mを超える木材及び木くず	廃棄物処理業者に処理を依頼する。
	非常に硬い木（枕木、シュロの木など）	
	コンクリート製品	
	瓦	
	レンガ	
	土砂・石	
焼却灰（個人宅の火災により発生したものを除く）		
パレット（木製・プラ製問わず）		
建設廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・大量に発生したもの ・石膏材（ボード） ・外壁材 ・ロックウール, グラスウール ・床材（フローリングを除く） ・壁紙・がれき類（タイルを含む） 		

項目	品目	処理方法
廃在 棄宅 物医 療	注射器及び注射針等の鋭利なもの	医療機関又は薬局による引取りを依頼する。
	感染性が高いと判断されるもの	
	使い残して不要となった医薬品類	
危 険 物	農薬	販売店等による引取りを依頼する。
	塗料（固化したものを含む）	
	ガソリン・オイル等	
	高圧プロパンガスボンベ	販売店等による引取りを依頼するか、（一社）茨城県高圧ガス保安協会に相談する。
そ の 他	上記以外の品目で、土浦市清掃センターで処理能力上、処理が困難と認められるもの	専門業者に相談するか、販売店等に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理するものとする。

2 収集等制限物

次に掲げる品目については、個別のリサイクル法等により資源化が制度化されているため、排出者は各制度に従い排出するものとし、市では収集及び直接搬入ごみの受入を行わない。

品目	収集等制限の理由
テレビ	特定家庭用機器再商品化法の指定品目
エアコン	
冷蔵庫・冷凍庫	
洗濯機	
衣類乾燥機	
パソコン	資源有効利用促進法の指定品目
二輪車（原付バイクを含む）	二輪車リサイクル制度の対象品目
消火器	消火器リサイクル制度の対象品目
FRP製のヨット、ボート、小型船舶	FRP船リサイクル制度の対象品目

3 搬入数量制限物

次に掲げる品目については、直接搬入において、多量に搬入されてしまうと処理に支障をきたすため、搬入数量の制限を行なう。ただし、災害、火災等の特別な理由がある場合は、この限りでない。

品目	搬入数量制限
木材	4 t 車 2 台 / 日
エンジンオイル等（市販の廃油処理剤等で固めたもの及び吸着容器等に吸い込ませたもの）	オイルパック 1 個 / 日
融雪剤	10 k g / 日
便器・風呂	1 個 / 日
畳	10 枚 / 日

第6 処理施設に関する事項

1 焼却施設

施設名	所在地	形式	処理能力
土浦市清掃センター	土浦市中村西根 1811-1	全連続燃焼式 ストーカ式	70 t / 24h × 3 炉

2 破砕・資源化施設

廃棄物の種類	施設名	処理方法・形式	所在地
燃やせないごみ・粗大ごみ・缶	土浦市清掃センター	破砕・選別 ・回転式破砕機 ・せん断式破砕機 ・磁選機 ・アルミ種選別装置	土浦市中村西根 1811-1
ペットボトル	(株)ウィズウェイストジャパン 東関東リサイクルパーク	選別・圧縮梱包	かすみがうら市加茂 5356-1
容器包装プラスチック	(株)ウィズウェイストジャパン 東関東リサイクルパーク	選別・圧縮梱包	かすみがうら市加茂 5356-1
食品廃棄物	日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター	湿式メタン発酵処理・堆肥化	土浦市東中貫町 6-8
廃蛍光管	土浦市清掃センター	破砕 直管形 2,700 本 / 1 h 環形 900 本 / 1 h	土浦市中村西根 1811-1
木・草等	つくば環境エンジニアリング(株)リサイクルセンター	破砕	土浦市並木四丁目 4661-1
プラスチック類	フジメタルリサイクル株式会社 土浦工場	選別・圧縮梱包	土浦市中貫町 1-18
焼却灰	渡辺産業(株)	再生砕石化	栃木県日光市町谷 1802
	新日本電工(株)	熔融固化	鹿嶋市光 4 番地
	ツネイシカムテックス(株)	人工砂化	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山 250-1

3 最終処分施設

施設名	所在地	型式	埋立容量	備考
土浦市一般廃棄物最終処分場	土浦市白鳥町 924-4	管理型	229,000 m ³	※土浦市一般廃棄物最終処分場内の分別収集委託業者作業場内に、ビン類一時保管施設、古布一時保管施設、乾電池・小型充電式電池一時保管施設を設けている。 ※土浦市清掃センターで発生した分の焼却灰等の最終処分を行う。

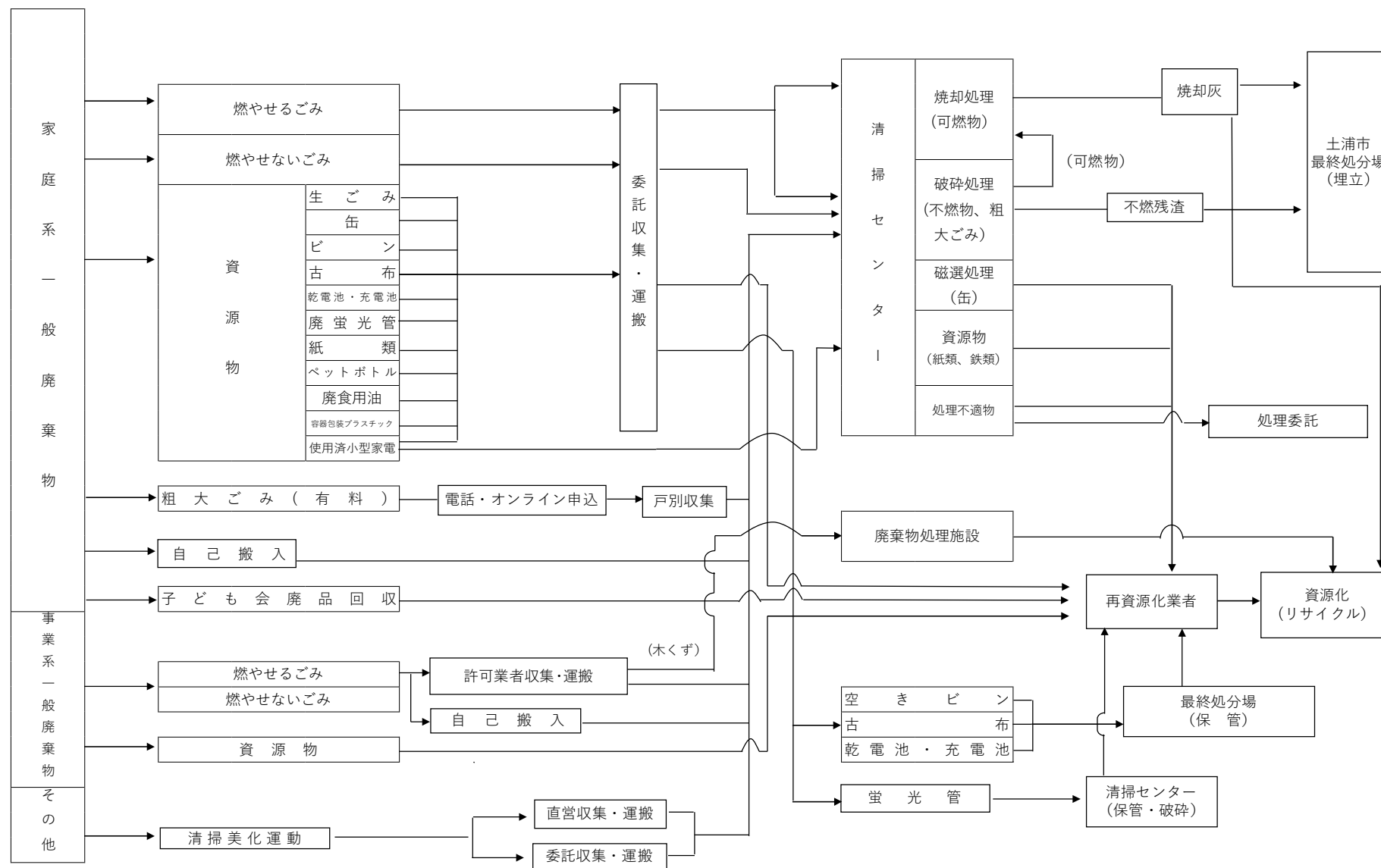
4 汚泥再生処理センター

施設名	所在地	処理方式	処理能力
土浦市汚泥再生処理センター	土浦市佐野子 13	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式	33.8kl / 日

第7 処理体制図

1 ごみ・資源物

【ごみ・資源物処理体制概要】



【し尿処理体制概要】

